

日本における知的財産管理の形成

——重電機器をめぐる特許係争事件を中心に——

西 村 成 弘

I はじめに

2002年7月，政府は「知的財産立国」を目指して知的財産の創造の促進，保護の強化，活用の促進，人材養成と国民意識の向上を図る具体的行動計画を示した知的財産戦略大綱を決定した¹⁾。政府は知的財産戦略大綱に沿って同年11月に知的財産基本法を国会で成立させ，2003年3月には知的財産戦略本部を発足させた。さらに同月経済産業省は「知的財産の取得・管理指針」を作成し，企業経営者に対して「知的財産の経営戦略化」，すなわち知的財産を利用した経営戦略の策定を促す指針を発表した²⁾。このような政府による一連の知的財産権強化政策は，1980年代以降のアメリカを中心とした知的財産保護強化の動きやプロ・パテント政策下で成長したアメリカ企業とのグローバル競争，ITやバイオテクノロジー，ナノテクノロジー分野における技術革新の進展，製造業分野におけるアジア諸国の追い上げなどに対して，知的財産権を活用した新たな成長基盤を構築しようとする日本企業の動きを援助，促進するものであるといえる。

日本企業の知的財産管理に関する今日の経営革新の動きは，長期的な経営発展のなかにどのように位置付けられるのであろうか。日本企業はこれまでどのような時代に，どのような社会経済的条件の下でどのように知的財産を経営戦

1) 知的財産戦略会議「知的財産戦略大綱」2002年7月3日。

2) 経済産業調査会『経済産業公報』第15267号，2003年5月8日，9-17ページ。

略に用い、知的財産管理能力を蓄積してきたのであろうか。もちろん日本企業は長い歴史のなかで今日に至ってはじめて知的財産を経営戦略に用いるように要請されたのではないのだが、管見するかぎり日本企業による知的財産の活用、知的財産管理の発展について系統的に分析した先行研究はほとんどない³⁾。日本企業に蓄積された知的財産管理能力を歴史的な経営発展の文脈において明らかにしてこそ、今日求められている「知的財産の経営戦略化」の意味をより深く捉えることができると筆者は考えている。

本稿では、以上のような問題意識にもとづき、日本企業における特許管理（以下、知的財産管理のうち特許権、実用新案権を対象としたものを中心に特許管理として論じる）の形成について特許係争事件、すなわち権利行使の側面を中心に明らかにする。対象とするのは戦間期の重電機器分野である。後に詳述するように、1920年代後半から1930年代は特許および実用新案をめぐる係争事件が多数発生した時期であり、同時に企業の特許管理担当者が職能団体を形成し、企業による特許管理が社会的に確立した時期でもある。1930年代を日本企業一般における知的財産管理の形成段階としてとらえ、当時日本企業が経験した知的財産管理の方法と組織を明らかにしたい。

以下、第Ⅱ節では特許と実用新案にかんする係争事件の長期的トレンドから本稿が対象とする戦間期の位置を明らかにし、第Ⅲ節ではこの期間における重電機器企業間の特許審判事件について芝浦製作所を中心に明らかにする。その際、1930年代の産業組織との関連に着目しこの時代における知的財産管理の特徴を分析する。第Ⅳ節では1938年の重陽会設立について明らかにするとともに、重陽会と日本企業における知的財産管理能力形成との関係について述べる。

3) 日本企業による特許係争事件の歴史に触れた文献には、富田徹男『市場競争から見た知的所有権』ダイヤモンド社、1993年や上山明博『プロパテント・ウォーズ——国際特許戦争の裏舞台——』文春新書、2000年などがあるが、取り上げられている諸事件が企業経営にいかなる影響を与えたかという経営史的な視点では分析されていない。

II 知的財産管理と係争事件

企業の経営管理方式としての特許管理には、専任部門によって行われる特許文献の蓄積、先行技術の調査、明細書作成などの特許出願業務、年金納付管理など特許保全業務、専任部門が中心的な役割を果たしつつ全社的な業務として行われる業務として研究部門、設計・生産部門、購買部門との連携による特許情報管理、発明奨励や提案発掘活動、異議・無効審判申立など第三者特許対策、第三者からの権利侵害防止対策、ライセンス供与、技術供与、共同研究、委託研究に関する契約の締結などがある⁴⁾。これら特許管理業務のうち、特許出願業務や年金管理業務は権利を取得・維持するものであるのに対して、異議・審判申立、第三者からの権利侵害防止、ライセンスおよび技術供与契約の締結は、取得した特許権の行使にかかわる業務である。

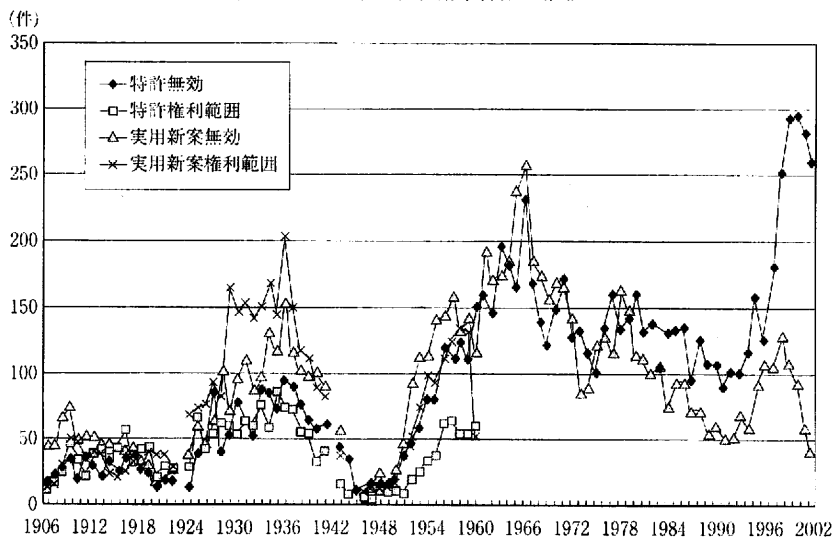
特許係争事件は、特許管理のうち権利行使を行うときに発生する。自らの保有する特許が第三者に侵害されている事実を発見した場合、権利者である企業は普通侵害している第三者に警告を行い侵害の中止を求める。交渉が成立しない場合、現制度下においては企業は侵害の差止や損害賠償を求めて民事訴訟を提起し、逆に侵害者とされた側は対抗手段として特許庁に該当する特許の無効審判を請求する⁵⁾。前者は民事裁判として裁判所で審理が行われ後者は特許庁において行政手続きとして審判がなされる⁶⁾。戦間期において、特許局に対する審判請求には無効審判請求、権利範囲確認審判請求、抗告審判請求があった。無効審判請求は相手方の特許の無効を訴えるものであり、権利範囲確認審判請求は、ある製品が特許の権利範囲にあるか否かの確認を請求するもので、特許侵害を確定する主たる手続きであった。抗告審判請求は特許局が行った審決に

4) 特許管理業務およびその区分については井上一男編『特許管理』工業所有権実務叢書、有斐閣、1966年、13-22ページを参照した。

5) 竹田和彦『特許の知識（第6版）』ダイヤモンド社、1999年、343-345ページ。

6) 企業が権利侵害の事実を発見して警告書を出した件数などは統計として存在しないので特許係争事件の全実態をとらえるのは困難である。本稿では特許庁に請求された審判請求から特許係争事件の実態を明らかにする。

第1図 特許・実用新案の審判請求件数の推移：1906-2002



出所：特許庁『工業所有権百年史』別巻、226-239ページ、256-263ページ、特許庁『特許庁年報』第37巻-第42巻、特許庁『特許行政年次報告書』2000年度版、2003年度版より作成。

不服をとるものであり、この点で審判制度は二審制を採用していた⁷⁾。

特許権および実用新案権に関する審判請求件数の長期的な推移を示したのが第1図である。この図は1906年から2002年までに特許局および特許庁に提出された特許および実用新案それぞれの無効審判請求、権利範囲確認審判請求の件数を示しており、特許局および特許庁の審決に対する抗告審判請求は除外してある。図を見ると、第一に審判請求件数には1920年代後半から1930年代、1960年代、そして1990年代半ば以降にピークがあることが分かる。第二に、1930年代のピークにおいては実用新案権に関する審判請求が特許権に関する審判請求を上回っているが、1960年代のピークにはそれぞれ特許権も実用新案権もだいたい同じ件数となり、1990年代半ば以降は圧倒的に特許権に関する審判請求が

7) 抗告審判制度、権利範囲確認審判制度は1959年の特許法改正により廃止された。特許庁『工業所有権制度百年史』下巻、同庁、1985年、335-336ページ。

多くなっている。3つのピークを特許と実用新案の登録件数と比較すると、1930年代には特許が年間約5000件、実用新案が約1万5000件登録されていたのに対し、1960年代には特許が約2万件から2万5000件、実用新案が約2万から3万5000件となり、1990年代後半では特許が約15万件から20万件、実用新案は約1万件程度である。したがって、第二の点である、審判請求件数のうち特許権が次第に実用新案権に関する請求件数を上回ることにについては、それぞれのピークで登録された権利の割合とおよそ適合的であるといえる。しかしながら、3つのピークを比較した場合、特許と実用新案の無効審判請求件数は1930年代が約200件、1960年代と1990年代後半以降がそれぞれ約400件という増加傾向を示すのに対して、特許と実用新案の登録件数は1930年代の約2万件から1960年代の約6万件、1990年代後半以降の約20万件へと増加している。したがって、第1のピークである1930年代は、特許と実用新案の登録件数に比較して審判請求が相対的に多く行われた、すなわち取得した権利を行使する活動が活発であった時期であるといえる⁸⁾。

知的財産権の権利行使に関する第1のピークであった1930年代に、企業は特許管理上のような経験と能力を蓄積したのであろうか。以下、重電機器分野における特許審判事件を分析することを通してその内容と特徴を明らかにしよう。

III 重電機器特許をめぐる権利調整

1 販売カルテル

重電機器企業間における特許審判事件を見る前に、1930年代における重電機器産業の全般的特徴を明らかにしておく必要がある。というのは、特許権や実用新案権の行使は経営行動の一部として行われ、各社の経営戦略や産業全体の競争・協調のあり方と相互関係があるからである。

8) 全国の地方裁判所に提起された特許権に関する民事裁判の件数は、1990年代後半において約150件から200件前後へと増加している（最高裁判所調べ）。1930年代の民事裁判提起件数は不明であるが、審判件数の伸びと対応していると考えられるので、1930年代に知的財産係争の第1のピークがあると推定される。

第一次大戦後の電力需要拡大は大容量の発電機や電動機、送電変電システム関連機器の需要拡大でもあった。すでに芝浦製作所は1909年から GE と特許・技術協定を締結して技術を導入し、戦間期においても最大の重電メーカーとして事業活動を行っていた⁹⁾。1920年代前半には、新たに重電機器産業に外国からの技術援助を受ける企業が参入した。三菱電機は1921年に三菱造船の電機製作所を母体として設立され、1923年11月20日にウェスチングハウスと資本導入および特許・技術契約を締結した¹⁰⁾。また同じく1923年にはジーメンスと古河の共同出資による富士電機製造が設立され、ジーメンスから特許及び技術を導入して重電機器分野に参入してきた¹¹⁾。

これら外国企業から技術援助を受ける3社に純国産技術を標榜する日立製作所を加えた重電4社は、1920年代後半までの期間日本市場で激しい競争を行った。電力需要の伸びが1927年から低下するとこれら4社の競争はさらに激化した。重電機器の国内価格が1924年から1932年までに54%も下落したことがこの分野における競争の激しさを物語っている。国際的には GE と AEG、ウェスチングハウスとジーメンスとが特許協定を締結し競争を排除する傾向にあったが、GE とジーメンスという2大企業の間で協定関係がなかったことが、日本市場における競争激化の一つの要因であった¹²⁾。しかし1929年に始まる世界恐慌によってさらに需要が減退すると、激しい競争の中で共倒れになることを回避すべく重電4社は独自に日本の市場を対象としたカルテル協定を締結した¹³⁾。

9) 芝浦製作所と GE との特許・技術提携については、拙稿「外国技術の導入と特許部門の役割——芝浦製作所における特許部門の設立と展開——」『国民経済雑誌』第186巻第4号、2002年10月、1-18ページを参照。

10) 三菱電機株式会社史編纂室編『三菱電機社史』三菱電機、1982年、31-32ページ。

11) さしあたり、藤原貞雄「わが国電機産業に対する直接投資——1920年代初頭の場合——」『経済論叢』第111巻第3号、1973年3月を参照。

12) Hasegawa, Shin, "Competition and Cooperation in the Japanese Electrical Machinery Industry" in *International Cartels in Business History*, eds. by Kudo, Akira and Hara, Terushi, University of Tokyo Press, 1992, pp. 175-177.

13) 日本における重電カルテルについては、長谷川信「重電機寡占体制の成立と展開」『法経研究』静岡大学、第32巻第1号、1983年8月、同「さつき会（重電機カルテル）」（橋本寿朗・武田晴人編『両大戦間期日本のカルテル』御茶の水書房、1985年）を参照した。

1931年5月に重電4社は販売協定を締結し、芝浦製作所、日立製作所、三菱電機、富士電機製造の販売割合を39対35.5対25.5対12とする取り決めがなされた。1932年3月にはこの4社販売協定に安川電機製作所が加入し、1933年12月には明電舎が加入し、「さつき会」という名称で会合が行われるようになった。したがって、1930年代における重電機器産業は、需要の収縮を背景として主要メーカーが販売カルテルを形成し市場秩序を維持しようとする協調的な傾向があったといえる。

他方で重電機器産業は販売カルテルの締結にもかかわらず競争的な側面を有していた。というのは、販売カルテルが対象としている製品範囲が一部の製品に限定されていたためである。販売カルテルが対象としていた製品は大型発電機、変圧器や配電盤、大型電動機などに限られ、1930年代を通して水車発電機、柱上変圧器、電鉄用機器、大型変圧器についてはカルテルが強化された。しかし外国製品の輸入が残っていた大型発電機や汽力発電機、電動機など成長する製品や、小型電動機など量産品については競争を排除し得ず、競争的であった¹⁴⁾。

2 審判事件

1930年代の重電機器産業は、競争的な側面を含みつつも販売カルテル協定によって市場秩序を維持しようとする協調的な傾向が強かった。協調的傾向の下、重電4社間で特許権に関してどのような競争と協調が行われたのかについて、芝浦製作所を中心に見ていこう。

第1表は、芝浦製作所と富士電機製造およびジーメンスとの間の特許審判事件と特許取引を一覧にしたものである¹⁵⁾。芝浦製作所、富士電機製造およびジーメンスの関係する特許取引は、1930年以前には1件も記録されていない。

14) 長谷川、前掲論文「重電機寡占体制の成立と展開」、107-108ページ、125-126ページ。

15) 最初の審判請求のみを一覧表にしており、審決（第一審）に対する抗告審判請求や大審院への出訴は除いている。

第1表 芝浦製作所と富士電機（ジーマックス）との間の特許審判事件および取引

審判/取引	特許番号	権利者	発明の内容(分類)
1931年、ジーマックスが芝浦にライセンス供与	63,227	ジーマックス	故障電線路又は設備の遮断表示装置(保安装置)
1934年、芝浦が無効審判請求 ¹⁾	80,190	ジーマックス	流動絶縁材中に於る接触片(油入開閉器)
1935年、富士が無効審判請求 →1936年に芝浦が富士にライセンス供与	87,844	芝浦製作所	並行送電線接地選択指示装置(保安装置)
1935年、芝浦が無効審判請求	88,727	ジーマックス	自動遮断器(開閉器)
1935年、芝浦が無効審判請求 →1937年、ジーマックスが芝浦にライセンス供与	89,216	ジーマックス	開閉片(油入開閉器)
1936年、ジーマックスが芝浦にライセンス供与	96,011	ジーマックス	接触体(開閉器)
1937年、富士が無効審判請求 ²⁾	97,515	芝浦製作所	放電管作動電路(電気制御、変電)
1938年、富士が権利範囲確認審判請求	61,139	ジーマックス	金属蒸気器の陰極(整流器)
1938年、芝浦が無効審判請求	99,394	ジーマックス	膨張遮断器(開閉器)
1938年、富士が無効審判請求 →1939年、芝浦が富士にライセンス供与	100,498	芝浦製作所	蒸気放電装置の逆弧保護装置(保安装置)
1938年、富士が無効審判請求	102,590	芝浦製作所	発條連転装置(開閉器)
1938年、芝浦が無効審判請求	103,400	ジーマックス	レオナード運転装置を使用する機械の制動装置(電機制御)
1938年、芝浦が権利範囲確認審判請求(2件)	90,653	芝浦製作所	消弧装置(油入開閉器)
1939年、ジーマックスが芝浦にライセンス供与	102,535	ジーマックス	電圧測定用部分容量間隙を具ふる変流器(変電)
1939年、東芝が無効審判請求	105,787	ジーマックス	金属蒸気放電器の点弧装置(整流器)
1939年、富士が無効審判請求	121,055	東京芝浦電気	金属蒸気整流器保護方式(保安装置)
1939年、ジーマックスが東芝にライセンス供与	109,785	ジーマックス	制御電極付電気弁による直流より交流への変換装置(変電)
1939年、東芝が無効審判請求	107,026	ジーマックス	制御電極付電気弁の制御装置(変電)
1940年、東芝が無効審判請求	110,012	ジーマックス	電動機の給電方式(電動機制御)
1940年、富士が無効審判請求	112,543	東京芝浦電気	油入遮断器(油入開閉器)
1941年、東芝が無効審判請求	114,025	ジーマックス	調整変圧器(変成器)

注1)：ジーマックス特許の無効審判を請求する場合は、ジーマックスを審判相手としている。

2)：第97515号特許に対しては同年日立製作所、川西機械製作所も無効審判請求を行っている。

出所：『特許公報』、『審決公報』各号より作成。

最初の事件は1931年にジーマックスから芝浦製作所に対して第63227号特許のライセンスが供与されたことであった。ライセンス供与や特許審判事件が増加するのは1930年代半ば以降であり、芝浦製作所がジーマックスの日本特許の無効審判を請求すれば、逆に富士電機製造が芝浦製作所の保有する特許の無効審判を請求するなど、とくに1938年から1939年にかけて激しい審判合戦が繰り返された。しかし芝浦製作所と富士電機製造は互いに無効審判請求によって相手が拠って立つ特許を攻撃し審判手続きを通して自己の権利の優位性を確定する一方で、芝浦製作所と特許を保有するジーマックスがライセンスを供与し合うことも多かった。この点から1930年代後半以降の特許取引は審判制度を利用しながら互いの法的権利を調整する内容をもつものであったといえる。また、富士電機製造が無効審判を請求した芝浦製作所管理の特許には、GE特許を「代理出願」したものと、自社開発した特許の両方が含まれていた¹⁶⁾。したがって、芝浦製作所と富士電機製造およびジーマックスとの間の審判事件は、日本におけるGEとジーマックスの権利の調整という側面を持っていたといえる。

同様に第2表は芝浦製作所と三菱電機およびウェスチングハウスとの間の特許審判事件と特許取引について明らかにしている。富士電機製造の場合と同様に、1930年中頃から審決事件やライセンス供与の件数が増加している。三菱電機との取引において用いられた特許は、すべてウェスチングハウスが開発した特許であり、1930年代はウェスチングハウスから三菱電機に譲渡された特許に対して芝浦製作所が無効審判を請求したりライセンスを受けたりしている。しかし両社間の取引を見ると富士電機製造の場合と同様に審判制度を用いながらも芝浦製作所がライセンスを受け取る場合が多く、両社が日本特許に関して権利の調整を行ったといえることができる。

第3表は、芝浦製作所と日立製作所との間の特許審判事件及び特許取引を一覧にしている。日立製作所に対しても同様に1930年中頃から審判事件が多く

16) 芝浦製作所はGEの子会社IGECとの1919年契約によりGEの日本特許を芝浦製作所が芝浦製作所名義で取得、管理するようになった。拙稿、前掲論文を参照のこと。

第2表 芝浦製作所と三菱電機(ウェスチングハウス)との間の特許審判事件および取引

審判/取引	特許番号	権利者 (原権利者)	発明の内容(分類)
1930年、ウェスチングハウスが芝浦にライセンス供与	62,920	ウェスチングハウス	槽の保護装置(油入閉閉器)
1934年、三菱が芝浦にライセンス供与	73,198	三菱電機 (三菱造船)	鋳造法
1935年、ウェスチングハウスが芝浦にライセンス供与	83,861	ウェスチングハウス	調整方式(電気調整)
1935年、芝浦が三菱を相手に無効審判請求 →1937年、三菱が芝浦にライセンス供与	88,950	三菱電機 (ウェスチングハウス)	電気制御方式(保安装置)
1937年、三菱が芝浦にライセンス供与	87,495	三菱電機 (ウェスチングハウス)	感光閉扉装置(閉閉器)
1937年、ウェスチングハウスが芝浦にライセンス供与	97,444	ウェスチングハウス	時限装置(閉閉器)
1938年、三菱が権利範囲確認審判請求 ¹⁾	95,008	芝浦製作所	熔接装置
1939年、東芝が三菱を相手に無効審判請求	105,506	三菱電機 (ウェスチングハウス)	弧光放電装置(整流器)
1940年、東芝がウェスチングハウスを相手に無効審判請求	115,849	ウェスチングハウス	弧光放電装置(整流器)
1940年、東芝がウェスチングハウスを相手に無効審判請求	110,455	ウェスチングハウス	放電装置の出力制御装置(整流器)
1940年、東芝がウェスチングハウスを相手に無効審判請求	109,989	ウェスチングハウス	誘導円盤型電気器に於ける廻転力補償装置(電力計)

注1)：第95008号特許に対しては1937年に日本電池、川西機械製作所が無効審判請求を行っており、この審判には日立製作所が参加人として加わっている。

出所：『特許公報』、『審決公報』各号より作成。

なっている。富士電機製造、三菱電機と相違するところは、芝浦製作所と日立製作所との間ではライセンス供与の関係がなく、あくまでも特許審決で両社の権利関係について黑白をつけている点である。相手特許の無効審判を請求すること、権利侵害の確認を請求することを通して両社は特許部面で競争していた側面が強いといえる。

第 3 表 芝浦製作所と日立製作所との間の特許審判事件および取引

審判/取引	特許番号	権利者 (原権利者)	発明の内容(分類)
1931年、日立が権利範囲確認 審判請求	61,824	芝浦製作所 (AEG)	高電圧網の地気電流を阻止する装置(保安 装置)
1932年、日立が無効審判請求	71,336	芝浦製作所	接地線輪を有する送電線路の保護方式(保安 装置)
1932年、芝浦が無効審判請求	73,553	日立製作所	電気機起動装置の改良(電機起動装置)
1935年、芝浦が権利範囲確認 審判請求	83,337	芝浦製作所	圧 搾 機 (冷却装置)
1935年、芝浦が権利範囲確認 審判請求	83,076	芝浦製作所	冷凍機の改良(冷却装置)
1938年、芝浦が権利範囲確認 審判請求	72,001	芝浦製作所	変動電圧電源より一定電圧を得る装置(電 気調整)
1939年、東芝が無効審判請求	116,169	日立製作所	液圧作動装置
1940年、日立が無効審判請求	111,380	芝浦製作所	負荷時電圧調整装置(変成器)

出所：『特許公報』、『審決公報』各号より作成。

以上、芝浦製作所の特許管理を通して重電 4 社間における競争と協調の関係をみたわけであるが、共通した特徴として次の諸点が挙げられるだろう。第一に、いずれも 1930 年代初めから審判事件やライセンス供与など特許取引が始まり、1930 年代半ばから後半にかけてその件数が増加していることである。1930 年代初めには、先に見たように 4 社販売協定が締結され、不完全ながらもカルテル体制が成立した。1930 年代から始まる芝浦製作所と残り 3 社との審判事件と特許取引は、一方では提携企業から導入した特許の法的権利を確定し自らの優位性を求める競争であるという側面を持つが、他方ではカルテル体制を前提として各社が保有する特許の権利を調整する過程であり、協調の側面を持つと言えるだろう。第二に、日立製作所との取引を除き、芝浦製作所と富士電機製造、三菱電機の取引は、GE、ジーメンス、ウェスチングハウスという提携企業から得た権利を、日本独自に調整する過程であったといえる。お互いに問題とし合った特許は芝浦製作所による一部の内部発明を除いてはすべて海外で発明され各社に導入されたものであったからである。日本市場においては、これ

ら3社に加え国産技術で勝負する日立製作所を含めた特許の調整過程が進行したのである。第三に、電球分野や真空管に代表される弱電分野の特許取引と比較して、重電機器分野においては基本特許がなく要素技術の特許に関する権利調整が図られたという特徴がある。電球、真空管ともに基本特許や重要な特許をめぐる権利闘争が繰り返され、とくにアウトサイダーとの闘争は妥協を許さないものであった¹⁷⁾。これに対して芝浦製作所の特許取引を見ると、4社販売協定に見られるように協調的な傾向が強く、徹底的に相手特許を否定したりすることはなかったといえる。

IV 重陽会の設立

重電機器分野においては主要メーカーによる販売カルテル体制の下で、重電4社を中心とした特許の権利調整過程が進行した。しかし重電4社に限らず一般的に見ても戦間期には企業同士が特許係争事件を戦う場面が増加し、日本企業各社において権利行使や権利調整といった特許管理が芽生えた時代であった。以下では日本企業における特許管理の展開と社会的な定着を重陽会（現・日本知的財産協会）の設立を通して明らかにしよう。

日本企業における特許管理の発生は外国企業と提携した電機企業が最も早かった。東京電気では1906年の第一号特許から会社名義で特許を出願し、会社財産としてそれを管理するようになり、芝浦製作所においても1912年に特許担当者を設置してそれを管理するようになった¹⁸⁾。しかし一般的に日本企業において社員や技師の開発した特許を自社の権利として保有するようになるのは戦間期になってからである。これは1921年に施行された特許法、すなわち大正10年特許法において職務発明規定が明確化されたことによる。改正された特許法では、職務発明に関して特許を受ける権利があるのは原則被用者（発明者）で

17) 戦間期における電球と真空管分野における特許係争については別稿で検討する。

18) 東京電気における特許管理の発生については、拙稿「第一次大戦以前における東京電気の技術開発と特許管理」『経済論叢』第170巻第4号、2002年10月を、芝浦製作所における特許管理の発生については拙稿、前掲論文「外国技術の導入と特許部門の役割」を参照のこと。

あり、被用者が特許を受けた場合は会社がある実施権を持ち、あらかじめ契約すれば相当の補償金と引き換えに会社が特許を受けることができると定めていた¹⁹⁾。したがって各社は従業員の特許を会社財産として管理する規則を作成する必要があり、これを契機として特許部門を立ち上げたのである。並行して東京電気の藤井隣次や芝浦製作所の杉村信近、平野三千三のように弁理士が企業の特許部門を担当する事例が増加した。重電分野においても外国企業との特許および技術契約を契機として三菱電機は1920年代中頃から、富士電機製造は1923年の設立時から特許部門を設置してその業務を弁理士に担当させていた。外国企業と提携関係のない日立製作所においても1921年には特許専任者を2名置き、1933年には経営組織上特許係を設置した²⁰⁾。

電気機械企業を中心とした主要企業において一般的に特許管理が行われるようになるなかで、1929年、1930年ごろから重電4社すなわち、芝浦製作所、日立製作所、三菱電機、富士電機の特許事務担当者が頻繁に会談を持ち、懇親を重ねるとともに特許係争を話し合いによって解決するようになった²¹⁾。この懇談を最初に持ちかけたのは三菱電機である。競って特許出願を行った結果、1920年代中頃から重電4社間では特許問題が頻発していた。これを調整するために三菱電機の特許担当者である徳久正元は芝浦製作所の平野三千三と日立製作所の伊藤文寿に懇談を持ちかけた。平野に対し徳久は「両者間に於て特許権の抵触問題が起こった場合には、審判手続きをとる前に一応御内示願えぬか、しからは懇談的に解決する方途もあることと思えるが如何」と持ちかけ、平野はこれに賛意を示した²²⁾。さらに徳久の働きかけに日立製作所も応え、3社で特許問題を調整する制度を作り上げた。この3社の打ち合わせに富士電機製造の担当者高橋松次が加わり、重電4社による「4社特許事務打ち合わせ」の制

19) 特許庁『工業所有権制度百年史』上巻、同庁、1984年、422ページ。

20) 株式会社日立製作所知的所有権本部編『日立の知的所有権管理——企業の将来を築く知的所有権とその戦略的活用——』発明協会、1995年、21-24ページ。

21) 重陽会十五周年記念事業委員会『重陽会十五年史』重陽会、1953年、15ページ。

22) 徳久正元の回想による。同上書、100-101ページ。

度が成立した。ここに重電4社という限られた範囲ではあるが、特許に関する権利調整システムが形成されたといえることができる。

重電機器分野では権利調整システムが形成されたのであるが、電球分野や真空管などの弱電分野ではこの種の調整システムは形成されていなかった。重電4社の特許担当者は他の電気機械分野の企業も含めて権利調整を行う協調的な体制を作るべきであると考え、東京電気の藤井隣次に合流を働きかけた。1935年の夏に三菱電機の徳久が藤井に接触し、その後は定期的に芝浦製作所の平野、日立製作所の伊藤を交えて藤井との懇談が持たれた。しかし藤井は弱電関係の企業はそのような会合に「直ちに全面的に参加することは困難で、寧ろ権利は権利で主張し、特許審判制度によって解決することが妥当である」という意見を変えなかった²³⁾。これは電球分野や真空管分野においては基本特許や重要特許を使って徹底的に審判を争うという傾向が強かったためであり、事実、藤井は徳久と接触した当時真空管特許に関して重要な特許係争事件を多数抱えていた。

電気機械分野を中心に会社に雇用されている弁理士が特許管理活動を活発化させる中で、それに反対する動きが持ちあがった。1938年頃、弁理士会内で弁理士会令規を変更し弁理士の会社勤務を禁止しようとする提案が一部の弁理士から提起されたのである。これは会社に雇用される弁理士とそれが取り扱う事件件数が増加し、一般の弁理士の扱う事件が減少したためである²⁴⁾。会社に雇用されている弁理士は一致団結し、この提案に対する反対運動を起こした。反対運動に対しては重電4社の弁理士のみならず藤井も賛同し共同でこの案を廃案とすることに成功した。弁理士の会社雇用禁止に対する反対運動とその成功によって企業が弁理士を雇用し特許管理を行う制度が社会的に確立したことは、日本における知的財産管理形成の一つのメルクマールであるといえる。

弁理士会令規の変更に関する反対運動を契機として、また一般的な産業統制

23) 徳久正元の回想による。同上書、101ページ。

24) 児玉寛一の回想による。同上書、93ページ。

第4表 重陽会の会員企業と会員 (1938年9月9日)

所在地	会社名	会員
東京 〃	沖電気株式会社 株式会社芝浦製作所	渡辺清 平野三千三 吉成誠一郎
川崎	東京電気株式会社	藤井隣次 山根省三 井上一男
東京 〃 〃	日本電気株式会社 日本無線電信電話株式会社 株式会社日立製作所	富田忠詮 清水林次郎 竹藤三雄 小谷武信
川崎	富士電機製造株式会社	高橋松次
東京 〃	古河電気工業株式会社 三菱電機株式会社	馬場礼次郎 徳久正元 中間正己
大阪	住友電気工業株式会社	滝本浩 篠原清助

出所：重陽会十五周年記念事業委員会『重陽会十五年史』重陽会，1953年，15ページ。

と協調体制構築の傾向を反映して、1938年9月9日に会社特許部門を担当する弁理士の懇親団体として重陽会が設立された。設立後の重陽会の役割は、特許係争が発生した場合に審判手続きに入る前に意見調整をメンバー間で行うことや、特許ライセンスを調整し合うことなどであった。また、メンバー以外の企業に対する特許審判事件に対してはお互いに援助しあい、たとえば日本無線電信電話がアウトサイダーである安藤博と特許審判事件で戦った際には東京電気の藤井やその後継者である井上一男が援助した²⁵⁾。したがって、重陽会は重電4社による特許事務打ち合わせ会合という大企業の権利調整システムを電気機械産業全体に拡大したものであるとすることができる。

さらに1930年代における電気機械企業を中心とした権利調整システムの形成は、国際関係を媒介として形成されたという点にも特徴をもつ。第4表は設立

25) 佐竹三雄の回想による。同上書，98ページ。

時における重陽会のメンバーである。重陽会はその後加盟企業が増加し拡大していくが、1938年設立時のメンバーを見ると芝浦製作所、東京電気、日本電気、日本無線電信電話、富士電機製造、三菱電機はそれぞれ外国企業から特許や技術を供与されている企業であることがわかる。これら企業の特許担当者は提携企業の日本特許についても管理を行っている。この点から見ると、重陽会は電気機械分野における国際的な企業間協定関係を日本独自に調整する機関として出発したという側面ももつといえるだろう。

V 小 括

日本における知的財産制度の歴史を振り返った場合、1930年代は特許と実用新案に関して審判係争が多数行われた最初の時代であり、登録権利数と比較した場合権利者が最もその権利を行使した時代であった。また、企業による知的財産管理の発展の歴史としてみた場合にも、1930年代は企業がその所有する特許権の権利行使を活発に行った時代であった。

本稿では1930年代における日本企業の特許管理の特徴を重電機器分野における主要メーカー間の特許審判事件を中心に分析したのであるが、その特徴をまとめれば次のようになるだろう。第一に、重電機器産業は1931年の販売カルテル協定にみるように基本的に協調的な傾向を持っており、これに対応して重電4社間では権利調整システムが形成された。各社は権利調整システムをとおして知的財産管理の経験を蓄積した。第二に、重電4社が権利調整システムをとおして調整した権利は、主に芝浦製作所、三菱電機、富士電機製造がそれぞれGE、ウェスチングハウス、ジーメンスから譲渡されたり管理を任された外国発明の特許についてであった。したがって、日本企業における1930年代の権利行使は強力な外国特許に基づいて行われたのであり、日本企業は外国特許の管理経験をとおしてその能力を次第に蓄積させたといえる。そして第三に、1920年代後半から権利調整を進めていた重電4社が中心となって重陽会が設立され、権利調整システムが電気機械企業を中心として他の主要企業が参加するものへ

と拡大した。

日本企業に形成された権利調整システム，すなわち審判制度を全面的に利用した権利調整ではなく話し合いを中心とした協調的な権利調整という特許管理の方式は，第二次大戦後における外国企業からの特許および技術の導入，技術開発による特許出願，そして近年における「知的財産の経営戦略化」へと続く知的財産管理発展の第一段階なのである。